

建物の所有者・管理者の皆様へ

あなたの建物のエレベーターは、平成21年9月以降に設置されたものですか？

平成21年9月より前に設置されたエレベーターにも

「戸開走行保護装置」を取り付けましょう

◆戸開走行保護装置とは

エレベーターのドアが開いたまま走行したら、そのことを検知して直ちに緊急停止させる装置です。利用者が乗場のドアの枠とかごの間に挟まれる事故を防ぎ、利用者の安全を守ります。



平成18年6月に東京都港区の共同住宅で発生した高校生の死亡事故を受け、平成21年9月28日以降に設置するエレベーターには「戸開走行保護装置」の設置が義務付けられています。

一方、平成21年9月28日より前に設置されたエレベーターには、戸開走行保護装置の設置の義務はありませんが、既設エレベーターの安全性確保のために、戸開走行保護装置の積極的な取り付けをお願いいたします。

既設エレベーターへの取付けの可否、具体的な改修方法、改修期間、改修費用については、エレベーターの製造業者、保守点検業者にご相談ください。

◆安全マークの表示制度

エレベーターに「戸開走行保護装置」が設置されていることを利用者が認識できるよう、設置済みであることをマークで表示する任意の制度です。

本制度に関する詳細については、以下にお問合せください。
 一般社団法人建築性能基準推進協会
 電話：03-3513-7561 WEB：<http://www.seinokyo.jp/>



戸開走行保護装置設置済みマーク

◆エレベーターの安全対策に対する補助制度

所有者が実施するエレベーターの安全対策（戸開走行保護装置や地震時管制運転装置の設置、耐震補強措置等）に対して、地方公共団体が費用の一部の補助を行う制度を用意している場合がありますので、お近くの市役所等にご相談ください。

お問合せ先 国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付
 電話：03-5253-8126